

# 三世代同居・近居促進事業補助金制度（概要）

石川県白山市

三世代での同居や近居を新たに始めるために、白山市内で住宅を新築、購入、増改築または改修を行った方に対して補助金を交付します。

※白山市の各種定住促進奨励金との併用はできません。

- 三世代とは・・・子ども（18歳未満。お腹の中の子どもを含む）、親、子どもの祖父母（どちらか一方の場合も含む）
- 近居とは・・・親子と祖父母の住む住宅間の距離が、地図上の直線距離で2km以内であること

## 1. 対象となる人（次の(1)～(3)いずれにも該当する方）

- (1) **新たに**三世代での同居または近居を始めるために、白山市内で住宅を新築、購入、増改築、改修（以下、新築等）を行った人
- (2) 親子または祖父母世帯が住所変更（住民登録の変更）を行ったものであること
- (3) 18歳未満の子どもがいること

申請者は新築等の資金を主に負担する人となります

## 2. 対象となる住宅等（次の(1)～(3)いずれにも該当するもの）

- (1) 新築等の契約日が平成27年4月1日以降であること
- (2) 新築等に要した経費が100万円以上であること  
\*改修費用が130万円而他から50万円の補助金を受ける場合、実質負担80万円となり対象外
- (3) 経築の場合、既存の住宅に床面積が10㎡以上増える事
- (4) 所有者（当該住宅の名義）が三世代同居等を行う世帯員であること

- 例）もともと三世代で同居している場合・・・ ×（対象外）  
 もともと近居しており、新築等の後も近居である場合・・・ ×（対象外）  
 もともと近居しており、新築等により同居する場合・・・ ○（対象）  
 離れて暮らしており、新築等により同居又は近居となる場合・・・ ○（対象）

## 3. 補助金額

30万円（県外からの転入の場合、45万円）\*補助金の支払い時期は、翌年3月頃となります

## 4. 申請時期

住宅の新築等に係る工事が完了し、住所変更を行った後  
 受付期間：4月～12月末まで

1～3月に完成し同居を始める場合は翌年度申請  
 （ただし、翌年度の制度実勢制度については未定）

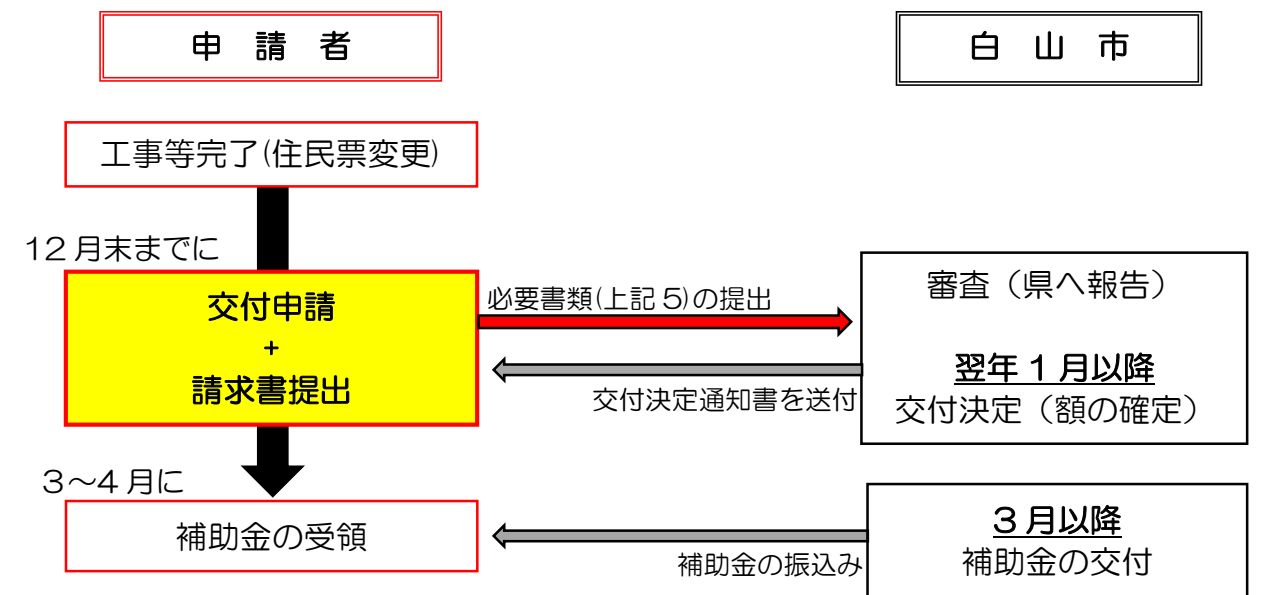
## 5. 必要書類等

- ① 三世代同居・近居促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 三世代同居・近居促進事業補助金（精算）請求書（様式第7号）
- ④ アンケート
- ⑤ 三世代の世帯員全員の住民票（住所変更後のもので「本籍・続柄」記載のもの）  
\*三世代全員（親子世帯、祖父母世帯）分が必要  
\*近居の場合および同居でも世帯が別の場合は、親子世帯の戸籍謄本が必要
- ⑥ 前年の「**納税証明書**（市県民税）」または「市税を滞納していないことの証明書」  
・前年1月1日の住所地が白山市外の方：納税証明書(前年1月1日の住所地の役所で取得)  
・前年1月1日の住所地が白山市の方：市税を滞納していないことの証明書(2階納税課で取得)  
\*夫婦での連名申請の場合、2人分の証明書が必要  
\*三世代全員（父、母、祖父、祖母）分が必要（18歳未満の子は除く）
- ⑦ 工事請負契約書または売買契約書のコピー
- ⑧ 工事箇所の面積等が明らかになる書類（増築の場合のみ）
- ⑨ 建築検査済証のコピー（新築、増築の場合のみ）
- ⑩ **住宅の登記事項証明書**（登記簿謄本）
- ⑪ 工事前および完成後の写真（購入の場合は、購入時の写真）
- ⑫ 工事等の代金の領収書のコピー  
\*住宅ローンがある場合は、ローンの契約書（金銭消費貸借契約証書）のコピーでも可

①～④の様式はHPからダウンロードできます

増改築やリフォームの場合、工事前と工事後の写真が必要！

## 6. 手続きの流れ



県との協働事業であり、予算の範囲内で補助するものです。申請者全員に補助金が交付されない場合もありますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】  
 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市役所 企画振興部 定住支援課  
 TEL:076-274-9568 FAX:076-274-9518 Email: teiju@city.hakusan.lg.jp